

少年法等の一部を改正する法律案に対する修正案

少年法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

少年法等の一部を改正する等の法律

第一条のうち第六条第三項を削り、同条の次に六条を加える改正規定中「第六条第三項を削り、同条」を「第六条」に、「六条を」を「七条を」に改め、第六条の二の見出しを「（児童相談所長の要請等による警察官等の調査）」に改め、同条第一項を次のように改める。

児童相談所長は、第二条第一項第二号に掲げる少年について児童福祉法第二十五条の規定により通告を受けた場合又は同法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定により送致を受けた場合において、必要かつ適切と認めるときは、警察署長に対し、事件について調査をすることを要請することができる。

第一条のうち第六条第三項を削り、同条の次に六条を加える改正規定のうち第六条の二第三項中「第六条の五第一項」を「第六条の六第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の調査は」を

『警察官は、前二項の調査（以下第六条の八までにおいて単に「調査」という。）をする場合には』に改め、「として」の下に「、これを」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 警察署長は、前項の規定による要請を受けた場合には、所属の警察官に事件について調査をさせるものとする。

3 前項の規定による場合のほか、第一項に規定する場合において、警察署長は、児童相談所長の同意を得て、所属の警察官に事件について調査をさせることができる。

第一条のうち第六条第三項を削り、同条の次に六条を加える改正規定中第六条の二に次の一項を加える。

6 この節に規定するもののほか、警察官が調査を適切に行うために従わなければならない準則は、国家公安委員会規則で定める。

第一条のうち第六条第三項を削り、同条の次に六条を加える改正規定のうち第六条の三中「前条第一項の」を削り、同改正規定中第六条の六を削り、同改正規定のうち第六条の五第一項中「第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の」を削り、同条を第六条の六とし、第六条の四の次に次の一条を加える。

（質問に際しての立会い、告知及び記録）

第六条の五 前条第一項の少年に対する質問に際しては、少年、保護者、児童福祉司（児童福祉法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司をいう。以下同じ。）又は第六条の三の付添人（以下この条において単に「付添人」という。）が求めたときは、児童福祉司又は付添人の立会いを認めなければならない。

2 前項の求めがあつたときは、質問の日時及び場所は、あらかじめ、児童福祉司又は付添人にこれを通知しなければならない。

3 前条第一項の少年に対する質問に際しては、警察官は、少年に対し、あらかじめ、答弁を強要されることはないこと及び児童福祉司又は付添人を質問に立ち会わせることを求めることができる旨を告げなければならない。

4 前条第一項の少年に対する質問に際しては、少年の答弁及び質問の状況のすべてを記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物（少年又は質問に立ち会う者の申立てがあつた場合には、音声のみを記録することができる物）をいう。次項において同じ。）に記録しなければならない。

5 前項の規定により記録をした記録媒体については、質問を終了したときは、速やかに、少年の面前に

において封印をしなければならない。この場合においては、当該記録媒体が同項の規定により記録をしたものであることについて、質問に立ち会った者に確認を求めることができる。

6 前項の確認がされたときは、同項の封印に質問に立ち会った者の署名押印を求めることができる。

第一条のうち第六条第三項を削り、同条の次に六条を加える改正規定中第六条の七を次のように改める。

(質問の中止要請等)

第六条の七 児童相談所長は、必要があると認めるときは、警察署長に対し、第六条の四第一項の少年に対する質問の中止その他の必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 警察署長は、前項の求めを受けたときは、所属の警察官に対し第六条の四第一項の少年に対する質問を中止させる等必要な措置を講じなければならない。

第一条のうち第六条第三項を削り、同条の次に六条を加える改正規定中第六条の七の次に次の一条を加える。

(書類等の送付)

第六条の八 警察署長は、国家公安委員会規則の定めるところにより、調査に係る書類、証拠物その他参

考となる資料を児童相談所に送付するものとする。

第一条のうち第八条の改正規定中『、「司法警察員」の下に「、警察官」を』を削る。

第一条中第十四条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十六条第一項中「（児童福祉法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司をいう。第二十六条第一項において同じ。）」を削る。

第一条中第十八条の改正規定及び第二十六条の三の次に一条を加える改正規定を削る。

第二条のうち第一条の次に一条を加える改正規定中第一条の二に次の一項を加える。

2 初等少年院における処遇は、児童自立支援施設における処遇と著しく均衡を失することがないよう、留意されなければならない。

第二条のうち第二条の改正規定中「十二歳」を「十四歳」に改める。

第三条のうち第四十一条の二の次に一条を加える改正規定中第四十一条の三第二項を削る。

本則に次の一条を加える。

（児童相談所等に係る体制の整備）

第五条 国及び地方公共団体は、少年法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる少年に係る事件に適切に対処できるよう、児童相談所、児童自立支援施設等について、職員の増員、研修その他職員の資質の向上を図るための措置の実施、施設の充実等必要な体制の整備に努めるものとする。

附則第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第三条及び第四条を削る。